

文部省史料館報

第 13 号
昭和 46 年 3 月

目 次

過疎地帯の史料……………杉本 勲…(2)
——九州日田地方の調査から——

整理と分類

県庁文書目録化に関する覚え書……………原島 陽一…(4)
中間機構的史料について……………鈴木 寿…(6)
商家の文書(二)……………鶴岡実枝子…(8)
——商業帳簿 2. (仕入帳簿) ——

民俗資料

俗流管理論 (上) ……………中村俊危智…(10)

情 報

郷土資料室の在り方……………長光 徳和…(12)
沖縄県立史料館(仮称)設立の動き……………名嘉正八郎…(13)
「北上市史」編集・刊行上の特徴……………斉藤 尚巳…(13)

45年度新収史料紹介(三)……………(14)
昭和46年度新規事業について・昭和46年度近世史料担当
職員講習会(西日本地区)案内……………(3)
閲覧停止日のお知らせ・彙報・その他……………(16)

わたくしは今年三月末日をもって
定年退職となり、九州大学文学部
史学第一講座担任兼九州文化史研究
施設長を辞任する。着任したのは昭
和四一年四月であったから、丁度ま
る五年間九大にお世話になった勘定
となる。しかし四三年から四四年に
かけての二年間というものは、未曾有
の学園紛争の渦に巻きこまれて、悪
戦苦闘したので、あつという間にた
つてしまった感が強い。

大体わたくしがいい年をしてはる
ばる博多までやってくる気になつた



過疎地帯の史料

九州日田地方の調査から

杉本 煎

のは、東京に在住して、せいぜ
い数日の滞在で地方史料の採訪をや
つてきたことへの反省と疑問を感じ
ていた矢先、わたくしの目下専攻
とする洋学史のメッカ、長崎の近く
に陣取り、年来念願してきた九州諸
藩の美学・洋学の史料を腰を落ち
つけて調査できるということは何よ
りの魅力であつたからだ。この方面
の仕事はいわばわたくしの個人プレ
ーの領域に属するのであるが、わた
くしは着任以来施設昇格にあたり、

多くの研究員を擁する研究所の研究
体制づくりをとにかくも固める必要
を痛感していたので、一応三ヶ年を
もって「日田とその周辺地域の総合
的研究」を企画した。この企画につ
いては「日本歴史」新年号に記した
ので、ここには採訪調査の一環とし
て、大分県の過疎地帯を行脚したさ
いの見聞と所感の一端をのべて御参
考に供したいと思う。

丁度二年前の早春のある日、生憎
くの雨模様をついて、一行三人三日
間の予定で日田近郊の北山筋の旧村

役人の家を片っぱしからあたってみ
ることになった。午前一〇時ごろ三
隈川沿いの夜明駅でおりたち、タク
シー運転手と夕方まで五千円の契約
でまず「足」を確保すると、三隈の
支流を溯り、旧高野村庄屋某家を訪
なう。応待にでた八十翁からこんな
ものでもお役に立つのならと、ダン
ボール一杯の庄屋文書を提示される。
年貢割符・宗門改帳など村文書が一
通り揃っている様子、あとはまだ蔵
に相当あるはずとの話で、先生方必

要なら持つて行きなさいとの申出に
後日を約したが、幸先よしとばかり
に上流に向かう。この川筋は酒処ら
しく、故井上準之助氏の生家も酒造
家であった。といって酒造関係文書
など、突然訪ねてすぐ出るわけもな
い。お百度を踏む覚悟が肝要である
が、あとの庄屋家は近年いずれも故
地を引払つたとのことで、すべてか
ら振り、ただ夕刻日田に戻つてその
日の旅館近くの旧家（元庄屋）が、
大友家臣の後裔で天正前後の軍忠状
などの束を示めされてフィルムに収
めえたのもつけの拾い物であつた。

その翌日からは日田より中津への
街道筋に移つたが、庄屋・大庄屋の
多くは屋敷は残つていても、無人で
あつたり、年寄がひっそりと住んで
いて昨年末焼き捨ててしまつたとか
若い者が帰るたびに始末され、これ
だけは先祖に済まないと自分の籠箆
にはいるだけこっそり残しておいた
とか、ここでも御多聞にもれず、貴
重な古文書が闇から闇へと葬りさら
れていることを知らされた。しかし
予め当主の許可をえて、全く人気の
ないすず暗い土蔵の階上で、長持や
戸棚から埃だらけの文書を引きずり
だしたときは、毎度のことながら薄
気味悪い異様な感にうたれたものだ。

耶馬溪の奥地守実三十数年ぶり
に泊つた翌朝、さらに山深く入りこ
んだ秘境？に忽然として部落が現わ
れ、辿りついてみれば人形もまばら
で、ようやくつかまえた老人の話に
よれば、部落の家々のほとんどが長
尾姓を名のり、越後上杉氏の家臣団
の落人がこゝまで安住の地を求めて
住みついたとのこと、その真偽を明
かにする古文書も沢山あつたが、最
近過疎化が進み、昔からの部落の中
心庄屋の家も昨年都会地に移つたさ
い、奇麗に始末してしまつた。しか
し古い家屋敷がいかにも惜しいので
郷土資料館として保存しようとの議
がもち上つているとのこと、あいた
口がふさがらないとはこのことであ
ろうか、われわれ歴史を学ぶものと
して一笑話にすまされぬものを強く
感じた。

過疎地帯の史料の湮滅は九州にか
ぎつたことではなく、下野・房総・
伊豆・信州等でも経験したとある
が、このときの調査でも寄贈をうけ
た古文書が相当にあつたことから、
何としても今のうちにこうした文書
の絶滅傾向を喰いとめる措置が強力
に講じらるべきだという声を、さら
に大にして叫ばずにはいられないの
である。

（筆者「杉本煎」は九州大学教授、当館評議員）

昭和四六年度新規事業について

当史料館では、その設置の主旨にもとづいて、近世史料の収集、整理、保存、利用、およびこれに関する調査研究、啓発事業などをおこなっているが、昭和四六年度は新規予算により、若干の新規事業が実施されることになるので、その概要について紹介をおこない、あわせて関係各位の御協力をお願いすることにした。

その一は地方史誌類の収集整備。近世史料の収集は当館の主要業務の一つであるが、最近は客観情勢の変化に照応して、いわゆる生史料の収集と並行して、マイクロフィルムなどによる史料の複写収集の方法を採用しているが、今回さらに史料収集の一環として、地方史誌類の購入受贈などによりこれを収集整備することになった。当史料館には多量の地方史誌類が現蔵されているが、さらにこれら地方史誌類の体系的収集整備をおこなうことよって、これを当史料館の業務用に資するとともに、さらに将来は、諸条件を整備した上で、一般利用者の閲覧利用にも供したい希望をもっている。

その二は、近世史料担当職員講習

会の回数増加と地方会場での開催。この講習会は、下段別稿の記事の趣旨によって開催されるものであるが、従来は予算その他の関係で東京会場において毎年一回開催する程度であったが、今回これを二回に増加し、東日本、西日本の両地区で各一回開催することとなった。受講希望者数の過超緩和、地方受講者への便宜、地方文化への寄与などを考慮したためである。

四六年度は、西日本地区会場として山口市山口県文書館を選定し、別稿記事のごとく、地方・地元関係者を盛込んだかたちで、来る六月七日—十二日に開催する予定になつており、東日本地区会場としては東京都国立教育会館を選定し、来る九月二七日—一〇月二日に開催する予定である。

その三は、「史料館研究紀要」の刊行に予算措置が講ぜられたこと。当史料館研究員の研究調査を中心とした諸業績の発表機関としてのそれである。少数スタッフによる紀要の年刊発行は困難をとまなうが、研究条件の裏づけを得て完行を期する。

昭和四六年度 文部省(史料館)主催 近世史料担当職員講習会(西日本地区)について

- 一、趣旨 公共機関などにおいて、近世史料を取扱う事例の増大にともない、これに関する知識技能の向上が要請されているが、このような事態に対応して、当該関係者に近世史料の読解、調査、収集、整理、分類、保存管理などに関する基礎的な知識技能を習得させ、近世史料の保存、利用の効果を高めるために本講習会を開催する。
 - 二、期日 昭和四六年六月七日(月)より同一二日(土)まで
 - 三、講習内容(カッコ内は講師)
 - (1) 史料概論
 - 中世史料概論 (東洋大教授 宝月圭吾)
 - 近世史料概論 (本館史料室長 鈴木寿)
 - 中国地方近世史料の概況 (広島大教授 後藤陽一)
 - 近代史料概論 (東京大教授 古島敏雄)
 - (2) 山口県文書館所蔵史料について (山口県 兼清正徳)
 - (3) 近世史料読解(本館史料室長他)
 - 支配史料 (鈴木 寿)
 - 町方史料 (榎本宗次)
 - 村方史料 (藤村潤一郎)
 - 四、時間数 三三時間(二二單元)
 - 五、会場 山口県文書館 (山口市春日町八一—三)
 - 六、受講資格 西日本地区(近畿地方以西)所在の図書館、史料館、地方史誌編纂室などにおいて近世史料の取扱を主務とする職員またはこれに準じた者で、史料取扱経験三年未満の者
 - 七、受講人員 三〇名
 - 八、申込方法などについては、大学、地方公共団体などを通じて追って連絡される。
- ⑤ 東日本地区(中部地方以東)の近世史料担当職員講習会は九月二七日より一〇月二日まで東京都国立教育会館で開催の予定、詳細後報

整理と分類

県庁文書目録化に関する覚え書

原 島 陽 一

明治期に対する関心の高まりの中で、当館の所蔵史料目録として始めて純粹に近代のみを対象とする二つの県庁文書——愛知・群馬両県庁文書が収録されることになった。そのための整理編集の作業を終えて、いま校正の筆を進めながら、目録化に当って感じたことの二、三を誓きとめておくことにする。整理や分類の基本的なことは目録の解題に述べたので、ここには作業の過程に出てくる問題、いわば裏側の事情を中心に目録の成果に対する反省と弁解となることをお許し願いたい。

当館が所蔵する県庁文書は、今回収録した愛知・群馬両県のものだけであり、今後新しく収集されることは常識的にみて当分考えられない。従って、当館の目録に県庁文書が出るのは、これが始めの終りである。いわば一度限りの試練ということであり、それに、当館の史料目録の形式についても数年前から少しずつ改変を加えて、できるだけ利用し易

い目録をと、心掛けて来ている事情もあって、当初はいろいろな方法を考えてみた。一方では、道府県庁文書のいくつかが既に目録化され、立派な業類となって目の前に置かれていた。そこで、それら先行の目録を検討することで、何らかの指針を得られるのではないかと考え、次の七件の目録を選んで内容の比較を試みることにした(刊行年月順)。

- 北海道所蔵史料目録 一—四
- 岐阜県立図書館郷土資料目録 三・四
- 福島県史資料所在目録 一
- 京都府庁文書目録
- 大分県行政資料目録
- 長野県行政資料目録
- 埼玉県行政文書目録

右の七件は、発行時に多少の関心をもって一瞥し記憶に残っていたり、目録が手近かに揃っていたという以外に、その選定には他意はない。このほかに、例えば群馬県庁の「保存文書目録」(昭和39)のような行政機関が作成した目録としても、またその目録形態の上からも興味深い

ものがあり、県庁文書ではないが、「宮崎県行政資料所在調査目録」(昭和44)のような未開拓の分野に意欲を示したものがあって、大いに参考にさせていただいたのであるが、本稿では紙面の都合などのために前記七件に限定した。

この七種の目録にみられる分類基準、表題の採り方などを整理して表にすると下記のようなになる。各目録には、内容や数量はもとより、目録を作成した機関の性格の違いなどがあって、表の上だけでの単純な比較には十分注意が必要なことはいまでもない。

そこで下記の表であるが、分類については他の問題とも関連して後で述べることにし、いつの場合にも最も重要な課題の一つである表題のここから始めよう。下表にみるように原表題によるものが多く、埼玉県についても表紙に類名が書かれているのであれば、これも原表題とみなすことができる。今回の目録でも、一応原表題に従うことにしたが、全く問題がないとはいえない。表紙の付け違いなどは論外としても、原題の表記には必ずしも適当と思えないものがある。ことに原題の決定やその記入の過程を考えてみると、原題に

	北海道	岐阜	福島	京都	大分	長野	埼玉
分類	1. 行政庁別 2. 年度 3. 分課機構	1. 特殊部分 2. 事項	1. 事(項) 2. 年代	1. 年代 2. 事(項)	1. 年号 2. 課名	1. 年代 2. 分課機構	1. 年代 2. 事(項)
表題	表紙標題	原表題	背文字	原表題	原表題	原表題	類名
課名	局・課・係		(課・科)	部・課・係	課	課	
累年簿冊	最終年度		最終年	各年重出	最終年度	最終年度	各年重出
内容	一部注記 別に件名目録	一部注記	一部備考	一部注記		一部注記	別に件名目録

・分類欄の1~3の数字は分類の順序を示す。
・分類欄の事項の次の数字は分類項目数を示す。(埼玉の分は明治編の項目数)

とらわれることの無意味さを感じさせないでもない。このことは編冊にもいえるのであって、同一簿冊にまとめたこと自体に誤りがあるような簿書の場合、是正するには編冊の解体に及ばねばならないが、労力と時間、それに日本人の感覚などからみて、そのような変更は現状では無理

がありそうである。だが、それ故にこれらの点を熟過し、改善への意志を放棄すべきでないことだけは明言しておきたいと思う。

史料表題を、右のように簿書の原表紙から採用すれば、表題からその内容を推定し難いものが多くなり、何らかの補助措置が必要になる。このような場合に、内容の摘記を史料表題に付記する試みは前々集の第十五集から始めているが（本誌第九号参照）、特に県庁文書ではその必要度が高く、今回は従来よりも更に積極的な内容摘記を付したが、それでもまだ不足のようである。一体、史料目録としては解題目の形式が理想的であることはいまでもないが、時間や経費の関係上その実施が困難なことは外国でも同じらしい（J・ファウイエ『文書館』——クセジュ文庫八二頁）。前頁の表で件名目録を別途に編纂発行している例は、解題目録の解題部分を別冊にしたものともいえるし、京都府や岐阜県のものの一部に件名の注記を行っているのも、これへの接近を測った努力であり、高く評価したい。内容摘記をふやしたのも、これらの優れた既刊目録からの無言の圧力がなかったとはいい切れない。ただ、内容摘記の作業の中

ら学んだのは、各簿冊の巻頭に付された目次の件名を転写するだけでは、件名目録は完成しないということであった。不適当な件名表記を転写したのでは、不正確な表題が重複したようなものだから、当然それは修正が必要であり、脱落や編冊の順序など目次と本文との照合確認も欠かすことはできず、目次件数が数百に及ぶものでは、それだけでも相当の日時を要する。今回は各簿書の目次件数だけを注記したが、これは史料の量的内容を示し得ると考えたからである。この程度のことでも、多年次にわたる簿書の目次件数を各年毎に分注するのに、多少の時間を要した。ついでに、多年次にわたる簿書——累年簿冊の取扱であるが、前表のように、多くは最終年度で採用している。その簿冊の終結と考えてのことであって一理あるが、ここでも編冊の経過や事件の発端を考えると最終年だけでは不足と思えたので、始年と終年の両方で採ったほか必要に応じて中間年にも重出させた。この方法だと目録の件数がふえるので多量の累年簿冊を含む文書では実施には困難を伴うであろう。

既刊目録の分類は、前頁の表でもわかるように、概括的にいって年代

（または年度）と分課機構あるいは事項との組合せによって分類されている。この三者は、内容・機能・編年という近世史料分類の主要な三形態と同じであって、近代史料もこの点では近世史料と同じ取扱をうけるべきことを示している。近世史料の場合には、理論上は別として実際には採用されにくい機能分類が、ここで併用されているのは近代の行政機関史料では作成部課が明示されることが多いからであろう。逆に、作成過程さえ把握されるならば近世史料でも機能分類を利用し得ることが推論できよう。勿論、近代史料を分課機構によって分類するのは、単に課名が判明し易いという理由だけではない。これについては目録解題にもふれておいたが、最近鈴江英一氏によつてその理論化も試みられている（『古文書研究』第四号所載）。

分課機構およびその名称は明瞭であつても、それらが頻繁に改変されていると、この分類法の実施にも予想以上の困難を伴う。それに、この分類法を採用するには、まず分課機構の変遷表を作成しなければならぬのは当然であるが、これにも意外と手間がかかる。それは完成した変遷表に現われた目まぐるしいばかり

の変更が、何よりも雄弁に物語ってくれる。その気遣いじみた分課変遷の跡は近代行政史を理解する一助となるであろう。

分課機構による分類では、同種史料が分散する弊害が起るのを避けられない。前表でみるように、事項（主題）分類を採用している例が多いのは、これにも一因があると考えられる。だが、分課機構による分類を採った以上は、その中で新しく起る障害を解決しなければならぬ。書名や課名、または事項名による索引を付載することで十分これに応じられよう。（史料目録における索引の必要性は当館でもかなり前から考えており、目録第十四集の際にも理想的には索引を付すべきだと指摘された——本誌第七号八頁）今回は当館の史料目録としては始めて簡単な索引を付載した。事項と書名とを併用した索引で、同一表題の簿書が多年次にあつて存在する場合の検索を主目的とする極めて不備なものではあるが、その可能性について今後への一つの試みとして、御批判いただければ幸いである。

また書きとめるべきこともあるが紙数が尽きた。それらは別の機会に譲ることにしたい。

中間機構的史料について

鈴木 寿

中間機構的史料という方は、いささか奇異な感をとまなうが、取敢ずこうしたい方で話をすすめることにしよう。

幕藩制下の領地のうち、アウトサイダーとしての公家領、寺社領はさておき、本命としての武家領についてみると、天領（幕府蔵入地）、幕臣知行所（旗本知行所、御家人給知）、大名領、藩士知行所、および大藩超

上級藩士の家臣給知などにわかれており、これらの領地支配にあたっては、そのための支配機構が中央、在地の双方にわたって設置されている。そして、これらの役所で作成された文書類を、歴史家は史料として使うことになるが、限られた残存史料に拠って、いかに効率をあげるか、そこに歴史家の苦心が存するということになる。

その利用の一つの方法について、少しふれてみることにしたい。

上記の各武家領の役所史料は多様であるが、特に領民―農民支配に直接した関係役所史料としては、特例

は別として、一般に勘定奉行所ないし郡奉行所関係史料が中心となっており、さらにその下級属僚としての代官―手附手代関係史料などがある。

さらにその下には、行政の末端機構としての性格を併有する村役元史料がある。小領主としての幕臣知行所や藩士知行所などの場合も、簡略化されてはいるが、右と類似の関係史料をもっている。

ところで、村役元史料を使って農民対領主間の関係を究明する仕法は、一般に採られているところであり、また領主役所側史料を使って領主対農民間の関係を究明する方法も同様であるが、一般に、前者の場合は後者の視角を欠きがちであり、後者の場合は前者のそれを欠きがちなる傾向がみられる。

とりわけ、後者の場合は残存史料の比較的少ないところから、領主と農民を直接触れさせるようなかたちの研究が乏しい傾向にあるように思われるので、この点に関する関係史料について、筆者の若干の体験を中心に

に、ここで少しふれてみようとするのである。いわば、上中級役所と村役元との中間にあり、農民支配に最も直接した窓口的な領主役所側史料という意味で、一応これを中間機構的史料と仮称する所以である。

一般に、武家領を支配構造と基礎構造の両面から、なるべく構造的・断片的にとらえようとすれば、断片的な史料でなく、かなりまとまったものを必要とするのであるが、この中間機構的史料の場合には特にこれを必要とするように思われる。にも拘わらず、この分野での史料には、まとまったものが少ない点に問題があり、それが研究の後進性をもたらしめているともみられるのである。

まず、天領の場合についてみると幕府勘定奉行所関係史料の乏しい現状では、各地の代官（郡代）所史料が不可欠であるが、これもまとまったかたちでは稀少であり、伊豆韮山の江川代官文書や飛騨郡代文書のよいうな史料の発掘を期待するほかない手附手代関係史料も余り期待できないとすれば、もう一段下の役所史料ということになるが、近世中期以降では、天領代官と村名主との中間機構にあたる郡中代史料がある。

郡中代は、天領における正徳期の

大庄屋制停止令以後に登場してくるものであるが、村名主級の農民のなかから選任される村役人の性格をもつが、代官陣屋政務の代行機構的性格の方が強いところに、そのもつ特異な立場があり、したがって、その関係史料にも特色をもたらしているのである。郡中代は単数型の場合には陣屋元の村におかれ、複数型の場合も、陣屋元村の郡中代が中心的役割を果している。代官陣屋と天領内村名主ないし組合村惣代との中間にあつて、陣屋の下部機構的な役割を演じているのである。

したがって、その役向日記、御用留類を中心とした関係史料は、代官所陣屋史料の欠を補うだけでなく、領村ないし領民の実状をも知りうる利点をもつ点で、注目される史料である。特に、在府代官の陣屋出役支配の実状が詳細に解明できる点などで得難いものがある。郡中代関係史料の利用は、従来ほとんどおこなわれていない状況下にあるとみられるので、新分野の史料として、今後の発掘、活用の期待されるものである。信州の坂木・中之条天領の郡中代史料（中島家文書）、中野天領の郡中代史料（綿貫家文書、他）は注目すべきすぐれた内容をもつており、出

羽村山地方や甲州の諸天領、その他の地方にも郡中代関係史料が散見する。

次に、旗本知行所の場合は、旗本総数約五千余人のうち約半数程度が知行所をもっているが、代官¹在役史料が中心となる。旗本知行所の研究の立遅れを反映して、最近まで代官史料の活用がきわめて不十分なので、この分野での史料の発掘と活用が期待される。しかも、そのなかには江戸の旗本領主関係史料を併有するものが少なくない。代官が旗本財政の勝手を兼任した場合にはなおさらである。整ったかたちの藩政史料を小型化したような好史料に恵まれる場合が少なくないので、旗本知行所の構造的解明の可能性をもっている。(賄名主史料もこれに準ずる。)

その例として、信州仙石氏旗本知行所の場合には、代官田中家文書および会所関係史料をはじめ、多量の史料があり、勝手係・会計方としての旗本財政史料ないし旗本仙石家の史料なども多く含まれていて、全国屈指の好史料となっている。注意深く探訪すれば、意外に多くの史料に当たる可能性がある。

中心にした数百人程度が給知をうけているにすぎず、しかもその大部分は「一枚手形」による集团的・職俸的なかたちの知行形態であるため、その史料の所在は、主として幕府の当該役所関係についてみる必要がある。例えば、江戸町奉行所附の与力給知は、五十人の与力に各二百石宛上総・下総両国の村々に合計一万石(五十二カ村)給付されているが、その給知支配関係史料は、町奉行所の給知年番史料として、現存している(国会図書館蔵、旧幕府引継文書)。

与力五十人のなかから五名程度の給知年番がでて、現地の給知代官とともに、与力給知全体の支配を一括しておこなうのである。与力各個人が単独支配をおこなわない。この給知年番史料によって、与力給知支配の概貌が解明できるのである。御家人給知の構造的な研究は、ほとんど未開拓の分野として残されているので、今後の究明が期待される。

大名領の場合は、中小藩などでは史料を欠き、藩の存在さえも不詳のものもあるが、概して史料の残存は多い方である。しかし、郡奉行所とか代官¹手代関係史料になると、まとまったかたちのものは多いというわけにはいかない実状にあるように

みうけられる。単なる法制史料だけでなく、郡奉行所史料が多角的・体系的に残存していれば、藩の直轄領の構造的解明が可能であるが、これは僅少のようである。せめて、那方(奉行)日記(松代藩真田家文書、他)などによってその概貌をとらえる程度の工夫が要請されよう。また、明治維新の転換期に藩の下級役人が当該職務関係の全藩的史料、例えば軒別人別五人組帳を全揃で私有化した場合もある(松代藩¹Q家文書)。郡奉行の下僚である代官¹手代関係史料はさらに稀少となるのであるがこの方面も未開拓分野なので、今後の探索によっては、かなりまとまった史料発掘の可能性が残されているように思われる。信州高遠藩の場合の代官岩崎家文書などはその好例といえよう。

藩士知行所の場合は、城下町居住の藩士地頭が、知行所村内の農民から選任した私庄屋的な役人がいる。蔵元(蔵本)、帳元、郷肝煎などと呼ばれるものであるが、藩で選任した村名主とは別系統のものである。蔵元は地頭の命をうけて、貢租を中心にして、所属農民・土地の管理から、御用金の取扱などにわたる支配関係事務を担当しているので、これらをめぐる、知行所支配の実状を解明できる関係史料が作成されている。例えば、信州松代藩の蔵元史料は、旧蔵元の家に比較的まとまったかたちで残存している例が少なくない(石坂家文書、他)、また蔵元から地頭役所へ報告された関係史料その他が旧地頭の家に架蔵されている例も少なくない(原家、小日向家、依田家各文書、他)。これは他藩でも同様である。藩士地頭知行所は幕臣知行所とともに、その研究の最も立遅れている分野であるが、蔵元ないし地頭関係史料は知行所の解明に不可欠の史料であり、今後の活用が要請される。

以上、幕藩制下の各武家領での、領民¹農民支配に最も直接した領主役所側史料、いわば中間機構的史料の利用について、管見の範囲で申述べてみた次第である。

ら、仲買へ支払う口銭率は、銀百目に付一匁四分程度であった。このうち、正月二日に彦岡武分の前金渡しがあり、三月二日に金八兩を渡しており、それぞれの金相場で銀目に換算すると、計六一〇匁二分を支払ったことになり、前年の繰越し分

を加えると、八四匁四分五厘が借勘定となつてゐるわけである。この借勘定は六月二日の関東干鰯二〇俵分の勘定と共に七月六日に済ましてゐるから、この荷主との取引は、通帳によつて随時内金の形で渡される金を、益暮年二回の算用で貸借を決済

冬知屋利兵衛殿

百目九厘

二月八日 内政千粕拾八太分

代五百七拾六匁

又拾五五分五厘

又八匁七分

又五百九拾四匁六分五厘

五月十三日

内金老岡武分相渡し

六拾四匁四分がへ

代九拾六匁六分

三月十三日

内金八兩相渡し

六十四匁二分がへ

代五百拾三匁六分

各

各

又

二月八日 内政千粕拾八太分

代五百七拾六匁

又拾五五分五厘

又八匁七分

又五百九拾四匁六分五厘

五月十三日

内金老岡武分相渡し

六拾四匁四分がへ

代九拾六匁六分

三月十三日

内金八兩相渡し

六十四匁二分がへ

代五百拾三匁六分

代五百拾三匁六分

代五百拾三匁六分

代五百拾三匁六分

久利

三月朔日
一〇久 内政千粕拾八太分
代五百七拾六匁
又拾五五分五厘 国分入下舟賃かり
又八匁七分 出し口銭かり
又五百九拾四匁六分五厘

久利

六月二日
一関東千か式拾俵
拾式匁かへ
代式百四拾目
又三匁出し

かり

久利

八月廿一日
一佐伯油取縮五太 内川入
六拾四匁がへ
代三百式拾目
又式匁式分五厘 出し口せん
三百廿式匁式分五厘 かり

かり

する形をとつていたことが判る。以上の記載から、この買帳は仕切帳を兼ねた機能を持つ帳簿であつたと見られる。現存する断片的な帳簿から当時同家で作成されていた帳簿の種類は知り難いが、該帳には金渡しのカ所には△、単価のカ所に◎の捺印があるから、金銭出入帳・判取帳等の関連帳簿との照合・転記が行なわれていたことを示している。該帳を集計すれば、年間の集荷量の規模や集荷先、代金の支払ひ法に

よつて荷主との関係などの凡そを知ることが出来るわけである。なお、仕入に関する帳簿としてはこのような仕訳帳作成以前に、取引現場に備え置かれ、売買の発生順に附込まれる原始記録帳が「当座帳」「附込帳」などと呼ばれて作成されるのが一般的であるが、この他、同家には「水揚帳」が若干残されてゐて、荷主からの送り状と着荷の照合及び在庫量の確認が行なわれていたことを示している。

俗流管理論 (上)

中 村 俊 亀 智

民俗資料をしまっておくためにはどのような蔵が必要なのか。いったい、民俗資料(といつてもこゝで述べるのは専ら有形の民俗資料のことであるが)には蔵というものが、どうしても必要なのだろうか……。

こゝではそうした問題を理窟なしに体験的に説明してみようと思う。

もうそろそろ時効にかゝるほどの昔の話、私たちはあるバラックを改造した大きな博物館の収蔵庫で毎日仕事をしていた(と思つていた)とき、この谷が切れる頃、こゝを抜け出せると思いながら埃をはたき、資料を整理していた。

ツユのあとさき、天候の具合からなのだろうか、部屋のとこから、異臭がたゞよってくる。

係の人が、私たちが働きやすいように風通しをよくしておこうと思つてあけておいてくれたのだろう、その窓の辺りをみると、小さな白い蟻のようなものが飛びこんでくる。やがて、資料の整理がすゝむうち、

人目につかないところに藁でこしらえた(民俗資料には藁でこしらえられたものが実に多い)、そして、所に新聞紙をいれて巧みに作られた差渡一〇センチほどの鳥の巣のようなものがたくさん発見されるようになった。

資料を手にとってみると、木の表側に直径一ミリぐらいから三ミリほどの小さな穴があいていて、白い粉のような木の食いかすが床などに落ちていた……。それはもうキクイムシの害が確実に進んでいることを示していた。

最前の鳥の巣のような器には小さなネズミの子供たちが身を寄せあつているのを見ることだろう(巣の藁は標本から引き抜いてきたもので、紙は標本の包み紙だった)。

こうして当事者たちは、遅ればせながら、大切な資料が危機に直面していることを知つて愕然とする(いや愕然とすればよい方なのである)。そこで、毒ガスとやらをまいたり、窓に防虫網をとりつけたり、猫をか

つたり?

とにかく、こうした保存科学以前のムシの害、ネズミの害、それに人の害を加えて、私たちは蔵の三害といつていい。これらの害は、シマリのない収蔵庫では、実は、どうにもならないことなのではなからうか。

近頃では古い民家をもつてきて、そのなかに民俗資料をむきだしで展示するのが一つの流行である。まあ二・三年、物の強いうちはその中でもいいだろう。しかし、そういう所では蔵の三害をどのようにして食止めているのだろうか。

文化庁記念物課の『民俗資料調査取集の手びき』でもこの点に触れて「近年、そうした民家の中に生活を営むに必要な衣食住・生産・信仰・行事などのあらゆる用具類を、それぞれ実際に置かれる場所に配置し、現実に生活できるような形にして保存・展示している事例を見受けられる。これは資料展示としては興味深いものであるが、資料の保存上危険もあるのである、できれば実体的展示に供する用具類は2組を収集し、もう1組は永久保存用として別棟の収蔵庫において保存し、体系的展示をするのが理想的である。」としている。

それなら永久保存完全密閉の蔵を

たてたとして、民俗資料の場合、それでもよくおさまるのだろうか。

この辺から話は微妙になつてくるのであるが、いったい、民俗資料というものは蔵にしまっておけるものなのだろうか。

というのは、さしずめ、この種の蔵には、素性の確かな人、あるいは専門の学者とかいった人などに限つては入れる(しかるべき手続をとつた上で)ということになるだろう。

ところが、一般の人にはみせないといえ、かえつてみたくならないのが人情というものである。圧力をかけ、名士を動かし、どうしてもみようと人が出てくる。もっとも、たいていはい一寸みればそれですむのだが。

それに、民俗資料は群としての面白さが身上である。すこしばかりサンプルをならべて展示しておいたからといって、それでおさまるものかどうか。

そこで、この頃、ふと思つたのだが、民俗資料の収蔵庫のなかに、あくまでも資料が保管されている場所とは厳密にへだてられていなければならぬが、蔵の内部をのぞくことができる空間、蔵のなかを見物できる空間というものは作れないだろう

か。ちょうどお寺の内陣外陣のように。これは一寸した工夫でできるはずである。

(なお、リツパな建物の展示場でも民俗資料をむき出しで展示したら民家のなかでの展示となんにも変らないのではなからうか。)

こ、で標本を受取つてから蔵に収めるまでの作業のあらましについて常識的な線を出しておこう。

①受取る いま標本を寄贈・寄託・借用、いずれにせよ話がまとまつたとしよう。

②調べた 標本を現地から離す前に、標本の呼び名とか、どう使われていたとか、何時頃まで使っていたとか、どのようにしてこしらえるかとか、閃聯のある資料にはどのようなものがあるかとか、調査をしておく。その内容については「民俗資料収集調査の手びき」に詳しく出ている。調査の内訳は主として、ききとりだが、資料がおかれている様子や、場所の雰囲気やらをスケッチや写真(本当は考古学のように作図するとよいのだが)にとっておく。このとき調べたことが、実は、標本についての解説やら、陳列の台本やら

を書くときに役立つ。結局、最初作っておいた資料が最後になつてきてキイてくるわけである。また、退色や破損の様子もチェックしておく。

③札をつけた 差しつかえなかつたら、標本には現地呼び名・採集年月日・採集番号などをつける。これには札が使われるけれど、札は落ちることがあるので、番号などは墨や朱で書き込んでしまえばよいわけである。それが登録の一つの方法ともなる。民俗資料では標本について

の間違いが命取りである。

④送つた 標本に梱包して送るわけである。やかましくいうと、専門の運搬屋さんがいるほどだから……これには技術がある。

⑤燻蒸を了えた 若い資料は、虫がついていたりするといけないので燻蒸する。これも文書の場合と同じである。たゞし金属が腐蝕するといけないので、腐蝕しないようなガスを使う。

⑥計測した ②のところでは時間がないので、なかなか詳しく測つたり、写真にとつたり出来ないものである。そこで、こ、で詳しく計測したり破損の様子などを点検したり、細部まで写真をとつたりする。破損している所から思わぬ構造が発見で

きたりするので、私はキチントしてある標本より、いささか、くすれた方が好きである。その知識をもとにして修理のためのカルテを書く。

⑦受入れの目録を作つた 受取つた標本は、札をつけてから目録を作る。その目録は寄贈やらの手続きに必要であろう。

⑧カードを作りはじめる カードには勿論いろいろな形のものがある。検索のためのカードから、調査票や台帳を形だけカードにしたようなものもある。こ、では②や⑥の資料が間違いなく書かれているようなカードから作りはじめる。

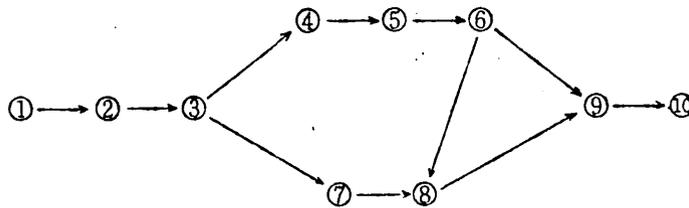
⑨蔵にしまふ 標本のしまい方については後に触れる。カードの類は多分資料室行きであろう。

⑩台帳・目録・報告を出す 民族資料の場合、収集と目録と報告の刊行とは一体である。これは考古学の発掘調査の場合と何も変らない。

カードから台帳・目録の作成までの作業については、いずれまた書いてみたいと思う。以上を図にすると下の図のようになる。この図について、作業の流れに無理がないかどうか、もっとうまい方法がないかどうか、

作業をする人の人数や時間・おカネとかねあいはどうか、などについて検討していただければ幸である。

(四六年三月三日 しるす)



郷土資料室の在り方

長 光 徳 和

(岡山県総合文化センター)
郷土資料室主任

原稿の依頼をうけて、この室ができてもう九年にもなるかと気付き、感慨を催した。私は昭和三十七年六月岡山県総合文化センターが新築開館した日、赴任したのであるが、そのときには、三十坪余りの部屋の中には書架六連、閲覧机二つ、受付兼事務机一つ、蔵書二千五百冊、それに参考事務業務の職員私一名という貧相なものであった。

それから九年、蔵書九千冊、古文書十三件三万点、マイクロフィルム四百本、大型マイクロ撮影機一台、マイクロリーダー四台、それに専門職員二名、年間資料費五六十万円にまで成長した。隔世の感である。おそらく、地方公共図書館の郷土資料室としての整備は、この辺が限度ではなからうか。

その間、昭和四十年から第一次郷土資料所在調査五ヶ年計画を実施四十五年度末までに県下の古文書二百九十四件の調査を完了し、四十四年度からは、近世古文書解説教室を開設して(一回十週、毎土曜日)三時開ずつ附談、講師は職員、受講者は毎

回十乃至二十名)現在では十五回をかぞえている。このほか、外郭団体である岡山県地方史研究連絡協議会と共催で、年一回岡山県地方史研究大会を開催し、また岡山県地方史文獻目録(年一回)岡山県地方史資料叢書(年一―二冊)を刊行している。以上が郷土資料室の概況である。

以上が郷土資料室の概況である。当面する問題がないわけではない。公共図書館の郷土資料室の運営で、何が大切であると云って、地域の住民・研究者・研究団体と密着するほど大切なことはあるまい。それは、資料収集のための情報を得るといふ便宜主義からだけではなく、地域住民が郷土についての、どのような情報・資料を求めているかを把握して、適切なサービスを行うためにも、また、その資料の収集に積極的に協力して資料室をもちたててもらうためにも、不可欠の要件なのである。ところが、近年、こうした住民サイドの図書館・郷土資料室の運営をさまざまの要素が増大してきつ、ある。

官僚主義である。公共図書館の主要

ポストに対する行政官僚の進出は、数年来全国的に顕著なものがあるが、彼らの好む画一的労務管理の強化が、職員の住民サイドのサービスへの情熱を喪失させ、施設管理の官僚化は、住民に図書館を近寄り難いものにしていくのである。こうした危機的傾向から郷土資料室を守るためには、より一層、良識ある地域住民と中広い提携をおしす、組織化していくほかには方法はないのではなからうか。

話を具体的問題にもどそう。私のところで、利用者を最もがっかりさせるのは、最近の資料を要求されたときである。例えば、地域開発に関する資料、公害問題に関する資料、果樹栽培の現状を知る資料等々について、満足な資料を提供し得たためしがない。郷土資料室の資料構成は、たいていの図書館がそうであるように、市町村史を始めとする歴史的文獻資料が中心となっていて、現在の地域住民の生活にか、ある資料は極端に乏しいのである。資料が入手できないのではない。国の出先機関や県・市町村役場では行政資料と名付けられる膨大な精度の高い資料が作成されているし、民間の各種団体や調査機関からも多くの資料が出されている。私の所でもそれら資料の収集につとめて来たが、今日の大

量情報時代の下ではわれわれの能力外となってしまった。悪いことに、

これら資料は作成者の有用性を失うと容易に廃棄される性質をもっており、現代資料の保存の面からも、緊急に収集保存対策がなされねばならない。

次に、郷土資料所在調査によって、二百九十四件の古文書を調査したことは先に述べた。この調査は現存する古文書の三分一前後に過ぎないのであるが、その中の二〇%以上は保存状態が悪く散逸の恐れがあり、三〇%以上が適当な公共機関への保管移転を望んでいることが判明した。近年の激化する社会変化による散逸、特に過疎地域での散逸は著るしいものがある。しかし、現在の郷土資料室では収集整理の能力はなく、書庫には収容するスペースがない。県立文書館の設立が課題となってくるゆえんである。

現在岡山県では、岡山県地方史研究連絡協議会が中心となって、県立文書館設立運動を展開しており、知事も大きな関心を寄せるようになってきた。また、岡山県総合文化センターでは施設拡張の一環として文書館の併設を計画し、県政資料、古文書、それに公文書を収容する構想をもっている。いずれにせよ数年をいわずして県立文書館の設立は可能になるものと確信している。

沖繩県立史料館(仮称)設立の動き

名 嘉 正八郎

(琉球政府立沖繩史料編集所長)

「承知のように、私たちの郷土は太平洋戦争における日本の最後の拠点として、史上未曾有の戦禍をこうむり、戦前数千点をかぞえた県立図書館の郷土史料をはじめ、県庁、村役所、旧家などの文書もほとんど灰じんに帰した。この状態をうれえた郷土の文化関係者は、現存するだけでも関係史料を収集・編集し後世に残すよう琉球政府に働きかけた。

この文化関係者の働きにより、一九六三年十二月、まず幕末から沖繩戦終結までの「沖繩県史編集五カ年計画(全二十一巻)」をすすめることになった。当時文教局教育研究課の係で編集していたが、一九六七年十月、本計画を修正して、「沖繩県史編集八カ年計画(全二十四巻)」とし、同時に四名増員して定員八名とした。そうして恒久的な付属機関として「琉球政府立沖繩史料編集所」が設置された。

すでに全二十四巻のうち資料編十一巻、各論編二巻計十三巻を発刊した。また本年六月までに各論の沖繩戦通史と沖繩戦記録一・二巻を刊行

する。このように本県関係史料を全国的に調査収集し、これを沖繩県史全二十四巻にまとめる努力を続けている。

当編集所は、現計画が完了すると、第二次修史事業として中・近世の史料を集大成する予定であり、また第三次のそれとして四分の一世紀余におよぶアメリカ統治期の資料を編集する計画である。とくに戦後二十六年の歴史については極めて重要なことと考えられるが、琉球政府の各機関、各市町村、各民間団体等の数十万点におよぶ、ほう大な資料が未整理のまま放置され、しかも関係庁舎が移動するたびに、数千点の文書類が散佚する現状である。十年ほど前の話になるが、わたくしが初めて八重山の石垣市役所に行ったときのことである。保存文書の閲覧を乞うと、「二カ年前トラック二台分古い方から廃棄処分した」とのことであった。そこで「現存する文書類だけでも大切にするように、いざれ本格的に保存する機関ができるだろうから」と頼んだことがある。また村役

所の新庁舎落成のときなど、文書類を旧庁舎で大量に処分することがある。したがって七二年返還、県政移行の際、ほう大なそして貴重な文書類が散佚する恐れがある。

そこで沖繩県史編集審議会(委員長豊平良顕)は、一九七〇年九月十七日、坂田文部大臣来島のおり、「沖繩歴史資料館」(仮称)設立についてつぎのように陳情した。...

この際、抜本的に構想を新たにし、復帰記念事業の一環として、現在の沖繩史料編集所を発展的に拡充した資料館を設立して内外の資料を収納

し、...郷土資料の調査研究、収集整理はもとより、広く一般の教育・研究の利用の便に供し、郷土沖繩だけではなく日本全体にとって特異な機関として、教育・文化の発展に貢献するものと存じます...。そして琉球政府の財政だけではとても背負いきれないので、国の積極的な財政支出を要請した。

七二年返還を目前に、ほう大な文書類が放出されることを考えると、「資料館」または図書館の設立は目下の急務であると思われる。

『北上市史』編集・刊行上の特徴

齊 藤 尚 巳

(北上市立図書館)

北上市は戦前、軍事や農耕にはなくてはならなかった馬、その馬を売り買いた馬市で活況を呈していたが、昭和二十九年、黒沢尻町を中心に一町六ヶ村が合併し、新しい都市、北上市が誕生したのである。

近世においては、陸上交通の要所として、宿駅や奥州街道の交通及び伊達領との交通を監視する御境番所がおかれている。また、南部藩の北上川水運の重要

河港として、藩の御蔵、御舟奉行の行政機構がおかれ水運によって往来隆盛をきわめ、当時を知る特徴ある史料が残されている。

『北上市史』編集にあたっては、こうした歴史的事実を背景に種々討議をかわしている。

基本的な考えかたとしては、戦前のお国自慢的な郷土史を否定し、客観的に地方の歴史をみつめ、郷土に埋れている史料によって、学問的に

も検討にたえ得る水準と、あくまでも市民に密着し、誰れが読んでも理解できる市史であること。したがって、通史的な編集をとらず、刊行予定全八巻を史料編とし、昭和三十六年から市史編集事業をはじめ、昭和四十三年までの間、足かけ八年の歳月をかけ第一巻原始・古代(一)編を刊行したのである。

原始・古代(一)編は考古資料を主に、無土器、縄文、弥生、古墳、歴史に分類し、市内外に所蔵されている石器、土器、彫刻、工芸の紹介と、すでに発掘調査を終えた遺跡や、新たに調査を行なった二十の既発表、未発表を問わず調査報告書によって第一巻を編集している。

また、市周辺における重要遺跡についても市史の理解を深めるため、末尾に参考資料として紹介している。第二巻古代(二)・中世は昨年刊行されている。古代(二)の文献史料は北上地方に独自にあるものではなく「国史大系」、「奥州藤原史料」、「蝦夷史料」のなかから関係史料を収録している。

文書、記録は直接市史に関係ない史料であっても、間接的に関係するもの、あるいは市史の理解に役立つとみられるものを参考として収録し、

広い視野から史料をながめるよう配慮している。

また、史料ごとに解説もしくは考察を加え、定説的な解釈以外にも新見解をもちこみ、その史料が歴史のどのように位置づけられるかを明らかにしている。

中世の史料は、古代(二)同様、庶民史料はほとんどなく、東北大学が所蔵している「鬼柳文書」によって、北上地方を支配した和賀氏の盛衰を収録している。

したがって直接的な史料については、できるだけ写真を掲げ、従来の判読や、刊行の際の誤りには厳正を期している。

第三巻近世(一)はまもなく刊行予定であるが、編集事業をはじめて十年市内外にのこされている史料によって第一巻、第二巻の支配者史料からようやく、幕藩体制下の村の概要、財政、政治、交通、農民闘争など、北上地方の人々によって書かれ、伝えられて来た一般庶民の赤裸々な生活の実体が史料によって明らかにされるであろう。

更に、市史編集の過程で、多くの史料が発見され、収集・保管されることは史料保存の点からも、きわめて大きな意義があると思う。

四五年度新収史料紹介

(三)

④上総国佐貫 阿部家文書

阿部氏は備後国福山阿部家の分れで、宝永七年三河国刈谷より移り一万六千石を領した。本文書の概要は、第一史料室による昭和四四年度大名家文書の所在調査事業(本誌第10号参照)の過程で千葉県史編さん審議会「阿部家文書目録」(昭31・同会)「千葉県史料目録」Iで判明していたが、四五年度現地調査の結果その全貌が明らかとなり、今回これにもついで複写を行なったもの。

現地の史料は全体を、「阿部家」「家臣団」・「財政」・「領知・藩政」および「明治後家政」の五項目に大分類し格納した上、この中から主要史料を選択、複写した。阿部家系譜が一族分も含めて数冊、化政期以降の家臣分限帳類もまとまっているし、化政期以降の藩主家賄金関係記録、御仕法替記録などでこの時期の財政事情の一端がうかがえる。貞享(安政)の領知目録一〇通、城絵図も採った。なお同文書には、「勤書」・「勤向手控」・「手控」の表紙のある、寛政六年から応慶二年までの三二冊があるが、安政三年以降は別に「手控」があり、これと並行し

④はマイクロフィルムによる収集を示す。

て「勤書」が作成されていて、記事両者重複する箇所が多いものの、明らかに前者が佐貫藩政や藩主身邊にわたる記事を多く含むので、この期間については「手控」のみをフィルムに収めた。安政三年以前にも前記三種の表題を付す記録があるが、前記の観点から今回は複写の対象から除いた。右の三二冊についても、別に詳細な目録を作成した。刈谷以前の史料はない。(現蔵者「千葉県津那大佐和町佐貫五二〇 阿部正基氏」収録点数六九。六リールⅡ三、三三五コマ)

④上総国芝山 木田家文書

本文書、次項の保科家文書とも、四四年度現地調査の結果にもとづく収集である。(「館報」10号参照)。
明治二年、遠江国掛川から入り、のち藩庁は松尾に置いた(五万三千石)。同家は太田資清(道灌)の後裔であり、中世末期以降の古文書・古記録(写本類も)等が多く、これらを中心に同家作成目録があるが、この詳細な検討はしていない。今次は代々家譜類と日記類を中心に複写を行なった。文化八年編「御家譜」(御代々一資譜)五冊、資愛一代家譜一一

冊、資序同五冊、資書同四冊、資始同一〇冊などのまとまったもののか基本的な家譜類等計約七〇冊を選ぶとともに、文化一〇年から慶応三年にいたる当主自筆日記一八冊を収めた。寛政期以降の系譜と右の日記（勤仕中記録）は幕政の動向もうかがえるものとして、今後の内容精査が待たれる。但し、資始老中時代の詳細な記録は欠けているので、再調査の要がある。（現蔵者―東京都文京区千駄木一ノ二―二二 太田松子氏、収録点数九三、一三三―一三〇八、二七二―二七二）

④上総国飯野 保科家文書

保科氏は信濃国高遠に発し、慶安元年新封以来同地を領した（二万石）。本文書の大部分も高遠時代に関するもの。天正年間の家康感状三通、平常富「保科御事歴」四冊、永正―延宝年間の「古来日記」等のほか、とくに正貞時代を中心とする系譜・由緒・合戦記等の記録、旧家臣所持古文書若干、高遠城・領地絵図等がある。

次に飯野関係では、明治三年「郷村高帳」一冊のほか、推定明治初年の「飯野陣屋記」（飯野 伊藤松太郎編）が近世の藩政（制）の概要を知る手がかりとなる好史料として挙げられる。

なお、江戸城中「年中行事」（全

一冊）もまとまったものとして採った。（現蔵者―東京都新宿区市ヶ谷仲之町七 保科正興氏、収録点数七五、三三―一〇一、七二七―七二七）

⑤美濃国石津郡市之瀬村 桑原家文書

市之瀬村は岐阜県の西南部輪中地帯に位する三百石余の村で、尾張藩附庸石河家（一万石）の采地である。桑原家は身分的にはこの石河家の中間小頭であるが、村内に於いては賄庄屋を兼ね、常に石河家の財政顧問として活躍した家である。代々桑原権之助を襲名し、一時期には石河家の政所にもなった邸宅は、現在でも山林をひかえての景観は豪華なものである。

今回マイクロフィルムに収録した主な史料は、中間小頭として又賄庄屋を兼帯して政務を書き継ぎした御用留である。この御用留は各当主別に整理され、寛政より明治に至る約一〇〇年間の記録が網羅されている。中でも長州征伐に当って、実際に現地に主家（石河家）と同道した時の記録は克明に記され、維新史研究家にとっては好史料と思われる。なおこの市之瀬村の村庄屋桑原家（分家）三宅家の史料は、当館に所蔵されており、その意味で両者を合わせれば研究利用上にも好都合と考えられる。その観点より、同家に架蔵されている

る市之瀬村の「濃州石津郡市之瀬村家並御改帳 延宝九年」や、慶長一四年日根左京知行時代の「一之瀬村御繩打水帳（全七冊）」なども合わせてフィルム化した。

収録史料の主なものを列挙すれば
 高義代記録 巻一―巻五 寛政―弘化 五冊（約四六〇コマ）
 高行代記録 巻一―巻二九 文化―明治 一九冊（約一五七〇コマ）
 高泰代記録 巻一―巻四 嘉永―

明治 四冊（約三二〇コマ）
 旦那様御用帳 宝曆―寛政 三冊（約二八〇コマ）
 長防御征伐御供之記録 乾・坤二冊（約二二〇コマ）
 このほか村方騒動覚書など若干の村政関係の史料を収録した。（現蔵者 岐阜県養老郡石津町市之瀬 桑原権之助氏、収録点数四六、六三―一〇三、二〇三―二〇三）

文部省史料館編

史料館所蔵民族資料図版目録

第三巻 日本篇（生活用具Ⅲ）
 本文 190頁（うち図版95頁） 呼称
 一覧表、所用地・採集地々名表附載

・この目録は当館所蔵の民族資料のうち、すでに整理を完了したものについて、その形を図版で示し、原名、所用地・採集地、採集者・寄附者、採集年月日、用途、形状などの記録を掲載したものである。
 ・本目録では、図版は総て左側の頁に組み、以上の記録は右側の頁に載せ、図版によってその物の形をみながら記録を読めるよう、工夫されている。
 ・これまで、この種の目録では所用地、呼び名、用途などの記事を載せるに止まったが―そしてそれがまた考古資料・美術工芸・建築等の文化財の調査や研究に比して、生活用具その他民俗資料の研究が、今日著しく立ち上がっていること、

一つの重要な原因であったが、本目録ではそれを是正するため一つ一つの資料について、とくに形状の項目において、寸法、構造等を出来得る限り詳しく述べようと努力した。
 ・この巻では、特に、戦前戦後の民具研究の一つの頂点を示す旧民族学博物館旧蔵の田下駄、輪かんじき、背負梯子、照明灯火用具等のコレクションを網羅した。

＊ ＊
 なおこの第三巻は、政府行政サービスセンター（東京都千代田区霞が関1の2 電話(504) 2581・(591) 1924・1925）で、実費 1,600円で頒布しています。当館では取扱っていませんので、直接上記に申込んで下さい。

【集報】

○昭和四五年年度事業(その三)

一、史料の収集

上総園佐貫阿部家文書、同芝山太田家文書、同飯野保科家文書合計三件の大名文書と美濃国石津郡市之瀬村桑原家文書(附庄屋)のマイクロフィルムによる収集を行なった。(別項参照)これらの複写史料は整理の上、順次公開の準備を終えていく計画である。寄託史料の整理作業も進められている。

二、近世史料目録の調査

前々号および前号所報の表記調査は、都道府県立図書館・文書館等のご協力を得て進められており、本年三月末現在、八割近い関係機関から調査結果のご回答をいただいている。これらの調査資料の整理は新年度早々に着手し、順次成果を公表していくつもりである。引き続き、関係者各位のご協力をお願いしたい。

三、定期刊行物の発行(いずれも四六年三月三十一日付)

1. 『史料館所蔵史料目録』第17集

愛知県庁文書および群馬県庁文書、総計約二、〇〇〇点を収録

2. 同 第18集

出羽国秋田郡南比内大葛金山荒谷家文書

総計約一、五〇〇点を収録。荒谷家は

鉱山支配人

3. 『史料館所蔵民族資料図版目録』

第四巻 日本篇 商工関係用具・

榎・金拵・算盤・物指・錘・棹ばかり・天秤・辨当いれ・菓子型その他を収録

録

4. 『史料館研究紀要』第四号

収録論文は次のとおり。

天白祠と甲州依田家

藤村潤一郎

元禄末期における幕府財政の一端

大坂御金蔵金銀納方御勘定帳の紹介を兼ねて――

大野 瑞男

河原田盛美・史料ノート――大久保政

権の「社会的支柱」に寄せて――

鎌田 永吉

文部省史料館所蔵生活用具の研究(三)

中村 俊也智

5. 『文部省史料館報』第二三三号

四、定例研究発表会

第三三回(46・2・16)

「大坂御金蔵金銀納方御勘定帳」につ

いて――江戸幕府財政に関する一史料――

大野 瑞男

○史料の貸付

(1) 日本放送協会東京営業局主催「春の坂

道」創聖柳生展(昭和四五年二月二

五日―昭和四六年一月二六日)。一刀

流兵法十二ヶ条ほか六點。

(2) 日本放送協会大阪中央放送局主催「春

の坂道」創聖柳生展(昭和四六年一月

一八日―一月二九日)。一刀流兵法十

二ヶ条ほか六點。

○人事異動

昭和四五年二月三二日 伊藤米子

辞職

昭和四六年一月五日 国沢つき

採用

昭和四六年二月一六日 竹内之重雄

採用

昭和四六年三月二日 国沢つき

退職

○訂正

前号二頁掲載「文部省史料館所蔵史

料の撮影・複製心得」は、出版社等の営

業業務停止のお知らせ

当館所蔵史料の閲覧時間は、

平日 午前九時三十分から

午後四時三十分まで

(土曜日は正午まで)

と、四月一日から開始を三十分繰

り上げます。日曜日と祝日および

年末年始(十二月二十七日―一月

五日)は休館日とします。

なお、四六年度は、書庫内燃蒸

および展示会の実施にとまない、

次の期間の閲覧業務が臨時に停止

となりますのでお知らせいた

します。

五月二日(金)―同(四日)

一〇月二日(金)―同(二六日)

業者用のものです。前号で補訂記事を出しておきましたが、一部に行届かなかつたこともあると思いますので、念のためにお知らせいたします。

【編集後記】

◆今年度から三回発行になった本誌も、各方面のご協力を得て、おかげさまで少しずつ充実して来たとお負しております。◆今回も、杉本先生はじめ、沖繩の名流氏、岡山の長光氏、北上市の齋藤氏からそれぞれ有意義な玉稿をいただくことができました。史料の調査研究・収集・保存・利用の実務にたずさわるわたくしども関係者として、お互いに、看過できないたいせつな問題が提起されていると申せましよう。厚くお礼申し上げます。

◆次号は七月末発行となりますが、六月半ばぐらいまでに、当館への要望や各地の動静、問題提起をお寄せ下されれば幸いです。

文部省史料館報 第二三三号

昭和四六年三月二日発行

編集・発行者 小和田武紀

文部省史料館

東京都品川区豊町ノ六ノ二

電話(七八三)九一〇六〇

印刷所 三恵出版印刷株式会社

東京都大田区南大田(南大田)二

電話(二六二)一四四三番